

平和ニ立脚セル吾等有志者會ノ歎願書ハ直ニ認容セラル
ルモノト信シ少シク疑フコトナカリキ然ルニ會社ハ之レニ對シ
不誠意極マシ態度ヲ以テ臨ミツ、アルハ有志者會ヲ侮辱
シ吾等ノ平和ヲ亂スモノナリト信シ吾等ハ嘆聲ヲ漏シ其結果
ヲ懸念スルモノナリ若シ不幸ニシテ不詳事ノ勃發スルカ
如キ事アラバ其ノ責任タル會社ノ負フベキヤ言フ俟テホル十
ノ、吾等ハ兩度ノ警告ヲ發シ會社ノ反省ヲ促スモノナリ

大正十三年七月廿九日

後業員一同

日本電氣株式會社社長
岩垂 邦彦 殿

別記第四節) 決議書

第一条 現在支給セラル、本給ニ米價補給金及戰時手当

金(九割)ヲ加算シ之ヲ日給トシテ支給スルコト

第二条 前項要求ノ日給額ニ其三割ヲ加算シ之ヲ日
給トシテ支給スルコト

第三条 解職手当ハ自己ノ都合ニ依ルニモ會社ノ都合
ニ依ル場合モ同一ノ支給スル事

但シ解雇ノ場合ハ更ニ相當ノ解雇手当ヲ支給スル事
第四条 公休日附與ノ件在ノ場合日給ヲ支給スル事

イ 震災犠死者追悼日(九月一日)

ロ 家族死亡ノ場合(祖父母ノ母弟ノ子)

ハ 臨時休業ノ場合(但シ職工ニ對シ)

第五条 現在ノ皆勤賞與ノ支給方法ヲ改メ毎朝給料
日ニ改正日給ノ一日分ヲ支給スルコト

但シ遅刻早退ニ對シ計算法ハ現在施行ノ方法ニ依ル事

後記